

2 みどり・水辺・都市景観の方針

- 「公園・広場の整備」「まちの中のみどりの充実」「親しみやすい水辺空間の整備」「みどりと水のネットワークの形成」「魅力ある景観形成」の5つの視点から、みどりと水辺の環境づくりと良好な都市景観の形成を進めます。
- 市民との協働による取組みも重視します。

本市は、みどりに比較的恵まれています。近年は農地の宅地化などが進むことによって徐々にみどりが減少しつつあります。

その一方で、本市の中央には、西東京いこいの森公園が整備されたほか、都立東伏見公園・石神井川の整備が進みつつあり、練馬区の武蔵関公園や小金井市、小平市、西東京市、武蔵野市の4市にまたがる都立小金井公園とともに、みどりの拠点が充実してきています。

こうしたみどりや水辺の環境を保全・整備し、散歩道としてつなぐことは、良好な住環境や都市景観を守り育てることにつながります。さらに、心や身体に安らぎを与え、運動・スポーツや学び・創造の場の提供など、市民の健康づくりにも重要な役割を果たすことから、住宅都市としての価値向上を目指す西東京市の重要課題となります。

そのため、公園・広場の整備、まちの中のみどりの充実、親しみやすい水辺空間の整備、みどりと水のネットワークの形成、魅力ある景観形成といった施策を総合的に展開することで、うるおいとやすらぎが感じられるようなまちの形成を図ります。

① 公園・広場の整備

市民のいこいの場となる既存公園の保全に努め、適切な維持管理を継続します。

公園の分布が地域により偏ることのないように、公園の新規整備を推進します。

地域の特性などをふまえて、個性的な公園づくりに努めます。市民農園の運営、直売所のPRなど、農業の活性化とあわせた空間整備にも努力します。

借地公園・マンション付置公園*など、地域で利用されている民間所有の公園・広場が存続するように働きかけるとともに、その創出にも努めます。

農地の宅地化や大規模敷地の土地利用転換時には、その公園化に努めます。

田無市・保谷市の合併、市の一体感のシンボルとして本市の中央に整備された西東京いこいの森公園は、一層親しまれる公園として、市民が気軽に集い、いこえる空間となるよう維持・管理に努めます。

* マンション付置公園：大規模マンションの建設に伴って設置されている公園

② まちの中のみどりの充実

みどり豊かな生活環境をつくるため、市役所の庁舎をはじめとする公共施設内のみどりの充実や街路樹の整備を目指します。

東大生態調和農学機構については、新たなキャンパスとしての再整備にあわせて、多くの市民が農場・演習林の豊かな自然に触れあえる拠点として、さらには食育の場として活用できるよう、協議・検討を進めます。

住宅地や商業地など、民間敷地内についても緑化を推進します。

市内の農地については、生産緑地地区の指定を促進するとともに、農業者の高齢化の動向や生産緑地指定 30 年経過後の農地転用の意向等をふまえて、国の動向に注視し農地保全のあり方を検討します。また、農業体験や食を介して、都市農業への理解を高めることで、居住の魅力を高める農地の多面的な価値・機能の維持に努めます。

特別緑地保全地区*や緑地保全地域などの活用により、雑木林・屋敷林など、市内の貴重なみどりの保全に努めるとともに、樹木・樹林とふれあえる場の創出を目指します。

桜や紅葉などの樹木・花の名所を、守り育てます。

幹線道路の街路樹や街路植栽について、適切な維持管理を続けその充実を目指します。

NPO法人*などによる整備・維持管理や行政による買取りなど、みどりを守り育てるためのさまざまな手法を検討・推進します。

③ 親しみやすい水辺空間の整備

市内を流れる水辺を活用し、みどりと水に親しめるいこいの空間となるよう整備を進めます。

中でも将来都市構造で水辺軸のひとつに位置づけた石神井川沿いは、東京都が進める道路事業（西東京 3・2・6 号調布保谷線）、公園事業（都立東伏見公園）、河川事業（石神井川）と連携して、東伏見稻荷神社と一体となったみどりと水に親しめる空間づくりを進めていきます。そして、川沿いの遊歩道などを親水機能のある快適な空間としていきます。

④ みどりと水のネットワークの形成

鉄道駅を起点として、公園や遺跡、地域の歴史をしのぶ社寺林、屋敷林・雑木林、畑、並木などをつないで、地域それぞれの特徴ある風景・環境を楽しめる散歩道を位置づけます。散歩道は、歩行者優先や自転車利用に配慮した道路空間やみどり豊かな歩行空間など、それぞれのルートの実情にあわせて歩いて楽しい環境を創出していきます。

将来都市構造でみどりの拠点に位置づけた公園・緑地、近隣市区との境界付近にある武蔵関公園、都立小金井公園などについて、散歩道や水辺や幹線道路を軸としたゆとりある歩行空間等で結びます。

これによって、市全体のみどりを連続させ、歩行者や自転車利用者が市内を快適に回遊できるような「みどりと水のネットワーク」の形成に努めます。

* 特別緑地保全地区：都市緑地法に基づき無秩序な市街化の防止等を目的に指定する地区

* NPO法人：特定非営利活動法人のこと

⑤ 魅力ある景観形成

東京都景観計画（平成23年4月改定）に基づいて、玉川上水景観基本軸*沿いや本市全域で一定規模以上の建築・開発行為や工作物の設置等に対して、周辺地域の街並みや環境に配慮するよう誘導しています。西東京市においても、今後の土地利用動向を見ずえながら、地域特性に沿ったきめ細かな景観誘導の必要性について検討します。

公共建築物の建築・改築、道路・公園等の整備に際しては、周辺景観との調和に配慮するものとし、地域の街並み形成が不十分な地域においては先導的な役割を果たすよう計画段階から留意します。

また、地域固有の景観を守り育てる上では、これらの取組みとともに、屋敷林・雑木林や水辺、農地などの自然的景観、社寺などの歴史的景観の保全、電線類の地中化*とともに、協定づくりや表彰制度など、市民主体の取組みを活発化させる仕組みづくりも検討します。

新しい文化の創造に資するようなまちづくりも重要ですが、既存のまちの文脈と大きくかけ離れることのないように「ヒューマンスケールのまちづくり」に留意します。

⑥ 市民との協働によるみどりのまちづくりの推進

公園・広場づくりや管理などへの市民参加の推進を目指します。

また、住宅都市の価値を高める貴重な資源としての農地に対する認識を高め、保全につなげていくため、農作業や農産物、食を通じた市民の交流・体験など、日常生活の楽しみとなるような機会*を充実させていきます。

民間の緑化活動の誘導・支援を行い、市の大切なみどりを守り育てるための体制を整えます。

みどりについての情報の発信や、みどりに親しむ機会を提供し、誰もが参加できる「みどりのまちづくり」を推進します。

【市民・事業者のみなさんへ】

- ・行政は「みどり・水辺・都市景観の方針」に示した基本的な方向性に沿って、緑地の保全、公園や水辺空間の整備、良好な都市の景観の形成に向けた取組みに努めます。
- ・市民・事業者のみなさんには、緑地の維持管理や河川の清掃活動、農・食との交流活動・体験などに積極的に参加いただき、可能な限りこの方針に示したまちづくりへの協力をお願いします。

* 玉川上水景観基本軸：特徴的な景観が連続している地域として、特定行為を行う事業者に届出を義務づけている

* 電線類の地中化：通行、景観、防災などの観点から、電線類を地中に埋設すること

* 日常生活の楽しみとなるような機会：生産者と消費者の交流、市民農園等の活用、学校農園体験・農業体験・援農ボランティアへの参加、食育活動、農業景観散策会の開催など

「みどりと水のネットワーク」に係る “みどりの拠点” や都市公園ならびに石神井川や千川上水などの水辺空間は以下に示すとおりです。



凡 例	
	主な公園・緑地
	街路樹のネットワーク
	散歩道コース
	みどりの拠点
	散歩の主な目的地
	水辺軸
	玉川上水景観基本軸

※散歩道のネットワークは、概念を表しているもので、実際の路線形状を示すものではありません

図1-7 みどりと水辺の整備方針図